

事前調査結果の報告と届出について



事前調査結果の報告について

令和4年4月1日から

解体等の対象となる建造物の床面積が計80㎡以上の工事
建築物の改修工事に係る請負金額が100万円以上であるもの
工作物の解体等工事に係る請負金額が100万円以上であるもの

を実施する際は、事前調査の結果を都道府県に報告する義務が生じます。

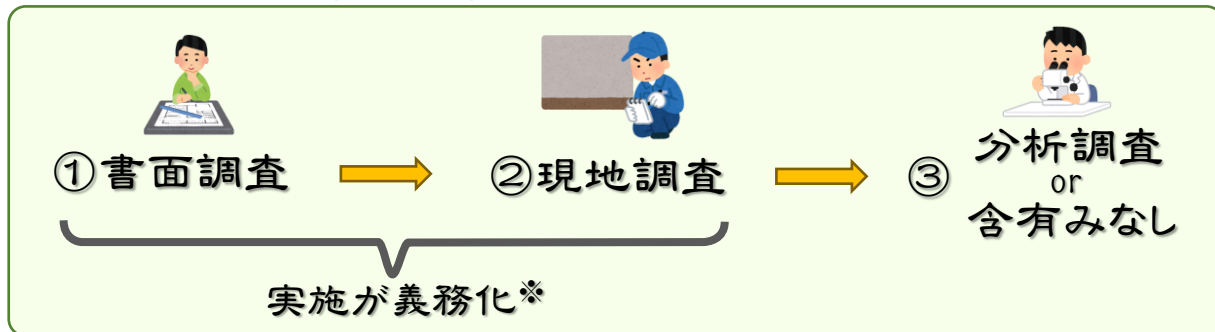
法令には「都道府県」と記載されていますが

苫小牧市内の解体工事は全て苫小牧市に報告となります。

調査報告の内容について

令和3年4月に一部施行された改正大気汚染防止法で事前調査の方法が明確化されました。これに伴い、調査結果の報告書もこの方法に沿った内容が要求されます。

事前調査の流れ(改正後)



※図面がない場合はこの限りでない。



調査結果報告書に記載いただきたい内容

- ①書面調査について 設計図書（図面・仕上表等）の写し
※ 図面が無い場合、独自で作成した建築物等の見取り図等
- ②現地調査について 書面調査の内容に沿った現地確認の結果（建材の写真等）
分析用試料の採取箇所や採取時の様子を写した場面等
- ③分析結果について ①及び②で石綿の含有が不明であった建材の分析結果
又は含有みなしの記載等



報告書として望ましい内容（参考）

以下が事前調査結果の報告書として望ましい内容となります（あくまで参考です）。

報告書の表紙

40年経過		平成 年 月 日	
報告書 No.			
〇〇株式会社 アスベスト有無に関する（事前）調査結果報告書			
貴社より委託を受けたアスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。 (会社名) 印 (代表者名) (住所)			
調査の種類	1. 石綿別第3条に基づく事前調査 2. その他の調査		
調査期間	(氏名) (JATI)協会 認定 アスベスト診断士 資格保有者は下欄に記載		
調査責任者	(アスベスト診断士登録番号)	(資格取得後経過)	印
	(所属部署)	Tel	Fax
対象物件概要	施設名		
	竣工年	文書記録	設計図書・維持保全記録
	所在地		
	分類	建築物	工作物
	規模	屋内工作物、屋外工作物	
建物構造	S造・SRC造・RC造・木造・その他()		
	用途 (標準用途別)	事務所 工場/倉庫 娯楽施設 学校/病院 公共施設 店舗 特殊建築物 運輸関連施設 戸建住宅 共同住宅	電力・石油・ガス・化学プラント ボイラー・焼却施設 その他()
調査対象材料 (標準用途別)	吹付け材、保温材、断熱材、耐火被覆材、成形材、その他()		
調査方法 (標準用途別)	書面調査、現地調査、分析調査		
調査結果			

1/3
(一社)JATI協会 アスベスト有無に関する調査報告書モデル様式 (改訂) 2016.2.1

記載内容

- ・ 工事の名称、場所
- ・ 建築物の構造、築年数、用途
- ・ 調査者の氏名、所有する資格の名称
- ・ 調査期間
- ・ 調査した建材の種類
- ・ 調査結果概要（建材ごとの石綿有無） など

この様式の出典はこちら



一般社団法人JATI協会
「アスベスト有無に関する事前調査結果報告書モデル様式」
<http://www.jati.or.jp/chousa/>



加えて……

別添資料

書面調査結果

- ・ 施工・竣工図
 - ・ 特記仕様書
 - ・ 外部・内部仕上表
- など使用した資料の写し

図面がない場合



自作の見取り図等があると
好ましい

現地調査結果

事務所 1階



天井ボード
(レベル3みなし)



外壁塗材
(含有なし)

煙突



煙突断熱材
(アモサイト含有)



灰出口

建材の外観を写したもの

分析結果

分析結果報告書（例）

業務名 ○○解体業務に係る石綿調査
所在地 苫小牧市○○町○○丁目○○-○○
○○株式会社事務所
採取者 石綿 調師

試料名	分析結果	含有量
外壁塗材	なし	-
煙突断熱材	アモサイト	50~100%

報告書の様式は特に定められていないため、独自のものでも構いません。

上記の内容が記載されていれば内容の順序等も不定です。



事前調査に係る留意事項

① 含有なしと評価する際は、その根拠を明記する必要があります

例 天井ボードの1つを分析した結果、無石綿であった。
天井裏から建材を確認した際に、ボード全てが同一製品であることも判明した。
このことから天井ボードは全て石綿を含有していない建材と判断した。

含有みなしとする場合は、外観等が類似した建材を同一建材としてみて問題ありません。
一方で、含有なしとする場合は、上記のように「同一建材である根拠」が必要になります。

② 調査対象について一部例外規定があります

以下の作業は法令上、**建築物等の解体等作業には該当しない**ため、作業するにあたって事前調査を実施する必要はないとされています。

建築物等の解体等に該当しない作業

除去等を行う**材料**が、①木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、
②**畳**、③**電球等**の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、**手作業**
や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又は**ボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能**である等、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、**材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業**。ただし、**電動工具を用いて石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業**はこれに該当せず**事前調査を行う必要がある**。

既存の塗装の上に新たに塗装する作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

河川管理施設やトンネルの一部など、一部例外（※詳細は省略）

③ 令和3年度中の取扱いについて

令和3年度では、調査結果の報告義務はありませんが、当課では建設リサイクル法の届出状況等から事業者様宛にご連絡し、当該結果の提供をお願いしています。

※お願い

改正によりレベル3となった仕上塗材や、以前からレベル3である下地調整剤の除去に集塵機付きサンダー等の電動工具を使用する場合は、作業開始前に当課へご連絡いただくと幸いです。

④ 令和4年4月以降の仕様について

現在、環境省や厚生労働省等で報告に係るシステムなどを準備していますので、詳細が判明しましたら、再度、市のHPなどでお知らせします。



事前調査をする際に必要な資格について

令和5年10月1日から事前調査を実施する者は原則、認定講習を受講し認定された有資格者であることが義務付けられます。

建築物石綿含有建材調査者登録規定（厚生労働省、国土交通省、環境省の3省合同規定）に基づく講習を修了した有資格者又はそれと同等以上の能力を持つ者は以下の表のとおり。

建築物の要件	資格の種類
一戸建て住宅※1	一戸建て等石綿含有建材調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（NADA）登録者※2
一戸建て住宅 以外 （施設等）	一般建築物石綿含有建材調査者 特定建築物石綿含有建材調査者 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（NADA）登録者

※1 一戸建て住宅：一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む）の住戸の内部を指す。
共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）や店舗併用住宅は一戸建て住宅等に含まれない。

※2 令和5年10月以前（改正施行前）から継続して登録されている者に限る。



調査の例外規定

設計図書等により平成18年9月1日以降に建てられた建造物であることが判明した際は、それを最終的な調査結果として、以後の現地調査等を実施せずに終了して良いとされています。

また、平成18年9月1日以降の建造日であることを確認するのみの調査に限り、有資格者以外の者が実施しても差し支えないとされています。

過去の調査結果を使用する際の注意点

過去の結果を令和5年10月以降に流用する場合、書面及び現地調査の結果については有資格者が実施したものでなければならないため注意が必要です。

作業の届出について

レベル1,2に該当する建材を除去する作業については「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出が必要となります（こちらについては改正前後で内容の変更はありません）。

作業開始の14日前までに当課へ届出いただくようお願いいたします。

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8/18に作業を開始する場合

➡ 8/3までに届出を提出

- ：届出提出期限
- ：除去等作業開始日

足場組立作業で
壁に穴を開ける作業について
苫小牧市では届出は不要です。